

大牟田市中学校給食配送業務委託仕様書

1 総則

- (1) 大牟田市中学校給食センター（以下「センター」という。）に係る給食配送業務の受託者（以下「乙」という。）は、この仕様書に従って業務を行うものとする。
- (2) 乙は、本業務が学校教育施設に関連した公共性を有するものであることを認識し、「学校給食法」及び「学校給食衛生管理基準」等を参考に、学校給食の趣旨を十分理解し、本市の学校給食の円滑な実施に協力するものとする。

2 履行場所及びコンテナ

- (1) 施設名 大牟田市中学校給食センター
所在地 大牟田市諏訪町2丁目50番地
- (2) 配送対象施設 市立中学校7校及び延命庁舎（令和8年度）
市立中学校6校及び延命庁舎（令和9年度～令和12年度）
※所在地・コンテナ数（別紙1）を参照

3 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 業務日及び業務時間

- (1) 業務日は、中学校給食の実施日とする。
（令和8年度から令和12年度まで、各年度194日程度とする。）
- (2) 業務時間は、原則として午前9時30分から午後3時30分までとする。
ただし、学校行事等で必要がある場合は、乙に通知の上、この時間を延長又は短縮することができる。

5 業務内容

(1) 配送・回収業務

乙は、別紙1に基づき配送・回収計画を作成し、大牟田市教育委員会（以下「市教委」という。）の承認を受け次に掲げる業務を行う。

- ① 配送用コンテナ積載業務
センターにおいて、コンテナを車両へ積み込む。
- ② 配送業務
センターから、コンテナを各配送校へ配送し、配膳室への搬入を行う。
- ③ 回収業務
各配送校配膳室等からコンテナを車両へ積み込み、センターへ配送する。
- ④ 配送用コンテナ積降業務
センターにおいて、各配送校から回収してきたコンテナを車両から積み降ろし、搬入する。

(2) 車両の点検・清掃業務

- ① 日常点検
車両について、運行前、運行後に必要な日常点検を実施すること。

日常点検において異常が発見された場合は、速やかに修理又は代替の車両の手配等、業務に支障が出ないようにすること。

② 日常清掃

車両は常に清潔に保ち、荷台内部は配送開始前及び回収終了後において丁寧な清掃を毎日実施し、内部に異物や損傷箇所等がないよう常に点検すること。

なお、配送・回収の際、汁物等がこぼれ荷台が汚れた場合は、直ちに清掃を行うこと。車両には清掃用具等を常備しておくこと。

③ 学期清掃点検

各学期開始前及び終了後は、必ず車両の消毒清掃・点検を行うこと。

④ その他

市教委が車両の不備を発見した場合は、乙の負担により、その取替又は修理を命ずることができる。この場合において、乙は直ちに従わなければならない。

(3) 車両運行記録

乙は、業務を実施した日は「配送車運行記録簿」(様式第1号)を作成し記録すること。

(4) その他

① 必要に応じて市教委が指示する前各号に付帯する業務を行うこと。

② 配送・回収経路上における通行規制については、乙が関係機関に対し、必要な申請を行い、その許可を受けること。

6 業務従事者の配置

(1) 業務従事者の配置体制

① 配置人数

業務従事者の配置人数は、本業務を遂行する上で、遅滞が生じないように、必要かつ十分な人員を配置すること。なお、病欠、欠勤等による業務遅延が発生しないよう代替業務従事者を定めておくこと。

② 業務従事者

車両1台につき2名配置すること。なお、業務従事者については、頻繁に交代することのないよう安定した配置とすること。

③ 業務責任者

常勤職員のうち配送業務経験を有する者を業務責任者と定め、市教委との連絡調整及び業務における業務従事者の指揮監督の任を行う。

④ 業務副責任者

常勤職員のうち配送業務経験を有する者を業務副責任者と定め、業務責任者に事故等あるときはその任務に当たらせること。

(2) 業務従事者の届出

① 業務従事者は、「業務従事者報告書」(様式第4号)により、履行開始前に届出ること。

② 業務従事者に変更が生じる場合は、事前に市教委に報告し、「業務従事者変更報告書」(様式第5号)により速やかに届出ること。

7 安全・衛生管理

(1) 業務従事者の健康管理

① 定期健康診断

受託者は、業務従事者に対し、年1回以上の健康診断を行い、「健康診断結果報告書」(様式第6号)により報告すること。また、常に従事者の健康状態に注意し、異常を認めた場合は、速やかに医療機関に受診させること。

② 腸内細菌検査

受託者は、業務従事者に対し、月2回以上定期的に腸内細菌検査(赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌)を行い、「細菌検査結果報告書」(様式第7号)により報告すること。

③ 健康観察

業務従事者は、業務開始前に「従事者個人健康観察記録票」(様式第3号)に基づき、毎日の健康状態を確認し、記録すること。

④ 業務従事の禁止

受託者は、健康診断や腸内細菌検査により異常が発見された業務従事者を業務に従事させないこと。また、受託者は、業務従事者に下痢、発熱、嘔吐、外傷、皮膚病等の感染症疾患の恐れがある場合は、業務に従事することを禁止するとともに、医療機関を受診させ、医師の指示に従わせること。

(2) 事故報告

業務の実施に伴い事故等が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、「事故報告書」(様式第8号)により報告すること。

(3) その他

① 業務従事者は、常に食品の運搬に適した清潔な服装(白衣、帽子、マスク、安全靴)を着用すること。服装に係る費用は、乙の負担とし、勤務中以外は着用しないこと。

② 業務従事者は、常に清潔を保ち、用便後は必ず手洗い及びアルコール消毒を徹底すること。

8 他団体との連携

(1) センターの配送風除室及び回収風除室でのコンテナの受け渡しは、調理業務受託業者と連携し、確実かつ丁寧に取り扱うものとする。

(2) 各学校の配膳室でのコンテナの受け渡しは、配膳業務受託業者と連携し、確実かつ丁寧に取り扱うものとする。

9 車両

(1) 使用する車両は、業務に支障のないものとし、コンテナ4台積載可能車両2台(コンテナ4台で最大積載量は2.2t)、コンテナ6台積載可能車両2台(コンテナ6台で最大積載量3.2t)とする。

(2) 荷台ボディー(以下「ボディー」という。)は、アルミバンとし、内装は学校給食の安全性・衛生面に十分配慮したものとする。

(3) ボディーには、コンテナを固定できるラッシングレール及びラッシングベルトが装置されていること。また、コンテナ積み降ろしのためのアーム式パワーゲートが取り付けられていること。

- (4) ボディーの高さは、センター側のプラットホームの高さ850mm、配送校配膳室受入口の高さ450mmに支障が生じないように調整すること。
- (5) ボディー両サイドに「大牟田市中学校給食配送車」の文字、後部扉に車両番号「1号車～4号車」を表示すること。
また、各号車のボディー両サイドには、市教委が募集した学校給食や食育に関する子どもたちの絵をラッピングフォルムまたはカットフィルムに加工し、貼り付け表示すること。
なお、貼り付け表示する大きさは、縦130cm程度、横180cm程度とする。
- (6) 業務に使用する車両は、履行前に本業務に適合している車両か市教委の承認を受けるものとする。
- (7) 事故等の際には、代替の車両で対応できるよう体制を整えること。
- (8) 使用する車両は、自動車保険（対人・対物及び同乗者）に加入すること。
- (9) 使用する車両の自動車保険証券の写し及び自動車検査証の写しを、毎年、各年度の業務開始日の1週間前までに提出すること。
- (10) 車両は、本業務以外に使用してはならない。ただし、市教委の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (11) 業務終了後は、車両を持ち帰ること。

10 報告事項

受託者は、市教委に対し、次に掲げる報告書等を提出期限までに提出すること。

報告書等	提出期限	様式
配送車運行記録簿	翌月10日まで	様式第1号
業務完了報告書	翌月10日まで	様式第2号
従事者個人健康観察記録票	翌月10日まで	様式第3号
業務従事者報告書	履行開始前	様式第4号
業務従事者変更報告書	変更の都度	様式第5号
健康診断結果報告書	実施後直ちに	様式第6号
細菌検査結果報告書	翌月10日まで	様式第7号
事故報告書	発生後直ちに	様式第8号
自動車保険証券の写し	各年度の業務開始日の1週間前	
自動車検査証の写し	各年度の業務開始日の1週間前	

11 関係法令等の遵守等

乙は、業務の実施にあたって関係法令を遵守し、乙の都合により業務に支障がないように配慮するとともに、その責任を負うものとする。

12 損害賠償責任

受託者は、受託者の責に帰すべき理由により、本市又は第三者に対し損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

13 協議

この仕様書は業務の大要を示すものであり、定めのない事項については市教委と協議して実施すること。

(別紙1)

1 配送校の所在地・コンテナ数

令和8年度

学校名	所在地	コンテナ数	備考
宅峰中学校	大牟田市右京町1	4	
宮原中学校	大牟田市米生町2丁目26	3	
松原中学校	大牟田市大正町5丁目4-16	2	
白光中学校	大牟田市椿黒町32	2	
御木中学校	大牟田市大字歴木1150	4	
白銀中学校	大牟田市大字田隈338	4	
甘木中学校	大牟田市大字甘木613-1	3	
延命庁舎	大牟田市黄金町1丁目34	1	昭和教室
合計		23	

令和9年度～令和12年度

学校名	所在地	コンテナ数	備考
宅峰中学校	大牟田市右京町1	4	
宮原中学校	大牟田市米生町2丁目26	3	
松原中学校	大牟田市大正町5丁目4-16	2	
白光中学校	大牟田市椿黒町32	3	校名未定
御木中学校	大牟田市大字歴木1150	5	
白銀中学校	大牟田市大字橘664-1	4	
延命庁舎	大牟田市黄金町1丁目34	1	昭和教室
合計		22	

※生徒数の増減によりコンテナ数に変更となる場合があります。

2 コンテナサイズ (外形寸法: 単位 mm)

コンテナ 1,420mm×900mm×1,650mm (間口×奥行×高さ)